

# 旅客船の総合的な安全・安心対策について（審議）

---

# 1. 「旅客船の総合的な安全・安心対策」の概要

# 知床遊覧船事故対策検討委員会「旅客船の総合的な安全・安心対策」(令和4年12月22日)(概要)

## ①事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設
- ・事業許可**更新制度**の創設
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・運航の可否判断の客観性確保
- ・避難港の活用の徹底
- ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

## ②船員の資質の向上

- ・船長要件の創設  
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、初任教育訓練、乗船履歴)
- ・発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む) 等

## ③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から**携帯電話を除外**
- ・業務用無線設備等の導入促進
- ・船首部の**水密性**の確保  
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進 等

## ～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

## ④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革  
(安全確保に向けた**徹底した意識改革**、**通報窓口**の設置、**抜き打ち・リモート**による監視の強化、**裏取り・フォローアップ**の徹底、**自動車監査等のノウハウ**吸収、**監査体制の強化**等)
- ・行政処分制度の抜本的見直し  
(**違反点数制度**、**船舶使用停止処分**の導入等)
- ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- ・許可の欠格期間の延長(2年→5年) 等

## ⑤船舶検査の実効性の向上

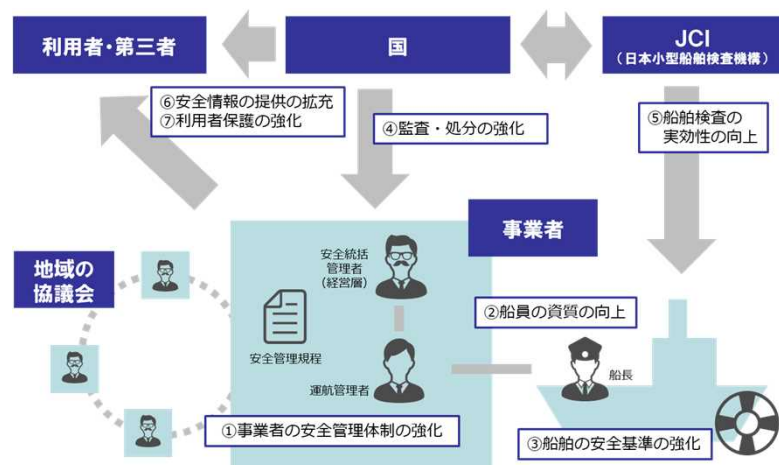
- ・国による**JCI(日本小型船舶検査機構)**の検査方法の**総点検・是正と監督の強化**(ハッチカバー等を含む) 等

## ⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
- ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

## ⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任**保険の限度額**引上げ
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し 等



・今後、事故調査等を通じて、事故原因に関して、新たに主要な要因が明らかになった場合などには、さらなる対策を検討

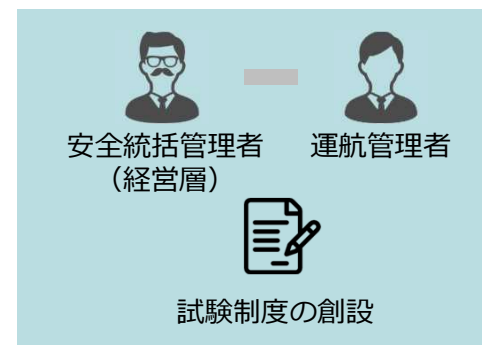
# 事業者の安全管理体制の強化

## 主な課題

- ✓ 経営層・運航管理者の資質のチェックの厳格化等により、不適格者を参入させないことが必要
- ✓ 事業参入後の定期的なチェックにより、不適切な事業者を排除することが必要
- ✓ 運航の可否判断など、安全管理規程の実効性を確保することが必要
- ✓ 地域の事業者による安全レベルの向上が必要

## 安全対策

- **安全統括管理者・運航管理者への試験制度の創設**
- 事業許可更新制度の創設
- 届出事業者の登録制への移行
- **運航の可否判断の客観性確保**
- 避難港の活用の徹底
- 地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上



等

## 主な課題

✓ 船の責任者として、運航の可否判断や緊急事態対応を担う船長等の船員の資質を向上させることが必要

✓ 船体の水密性を確保することが必要

## 安全対策

- 船長要件の創設
  - ① 事業用操縦免許の厳格化  
(修了試験の創設等)
  - ② 初任教育訓練  
(船長以外の船員も対象)
  - ③ 乗船履歴
- 発航前検査の確実な実施  
(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む)



等

- 船首部の水密性を確保  
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)



# 監査・処分の強化、船舶検査の実効性向上

## 主な課題

- ✓ 監査の実効性を確保することが必要
- ✓ 法令違反に対する、機動的かつ効果的な行政処分が必要
- ✓ 不適格な事業者については、業界から排除するとともに、再参入を防止することが必要

- ✓ 無線設備や船首甲板開口部などの船舶検査の実効性を高めることが必要

## 安全対策

- 海事監査部門の改革  
(安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、抜き打ち・リモートによる監視の強化、裏取り・フォローアップの徹底、自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化 等)
- 行政処分制度の抜本的見直し  
(違反点数制度、船舶使用停止処分の導入 等)
- 罰則の強化 (拘禁刑、法人重科導入 等)
- 事業許可の欠格期間の延長 (2年→5年) 等

- 国によるJCI (日本小型船舶検査機構) の検査方法の総点検・是正と監督の強化  
(ハッチカバー等を含む) 等



## 主な課題

- ✓ 緊急時に確実に通信可能な無線設備が必要
- ✓ 厳しい海象下でも有効な救命設備が必要

- ✓ 利用者の安心のため、国や事業者による積極的な安全情報の公表や、利用者保護の強化が必要

## 安全対策

- 法定無線設備から**携帯電話を除外**
- 業務用無線設備等の導入促進
- **改良型救命いかだ等の積付けの義務化**  
・ 早期搭載促進



荒天下の乗り移り時の落水を防止するスライダー付き救命いかだ(大型船用)の例

出典：Survitec

- 安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
- 行政処分等の公表期間の延長（2年→5年）
- 安全性の評価・認定制度（マーク等）の創設

参考：貸切バス事業者  
安全性評価認定制度



- 旅客傷害賠償責任**保険の限度額引上げ**
- 旅客名簿の備置き義務の見直し

等

## 2. 船員の資質の向上について

～ 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「船員法」関連 ～



# 現行制度：小型船舶操縦士免許

船舶職員及び小型船舶操縦者法において、「小型船舶」とは、主に総トン数20トン未満の船舶であり、船舶の航行の安全を図るため、これに乗船させるべき者の資格等が定められている。

適切な操縦免許証を受有する小型船舶操縦士でなければ、船長として乗船することはできない。

また、旅客の輸送をする小型船舶の船長になるためには、「特定操縦免許」の取得が必要。

## 小型船舶操縦士の免許

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1級小型船舶操縦士          | 操縦できる範囲は無制限。<br>ただし、沿海区域の外側80海里（約150km）以遠を航行する場合には、船長以外に六級海技士（機関）以上の資格を持った者を乗船させなければならない。 |
| 2級小型船舶操縦士          | 海岸から5海里（約9キロメートル）までの海域を操縦できる。<br>なお、年齢が18歳未満の者は操縦できる小型船舶の大きさが5トン未満に限定されている。               |
| 2級小型船舶操縦士（湖川小出力限定） | 湖、川、一部の内湾だけに利用する総トン数が5トン未満、エンジンの出力15キロワット未満の船を操縦できる。                                      |
| 特殊小型船舶操縦士          | 水上オートバイを操縦するために必要な免許。   |

【令和4年3月31日時点の  
小型船舶操縦免許証有効者数】

1級 482,491人

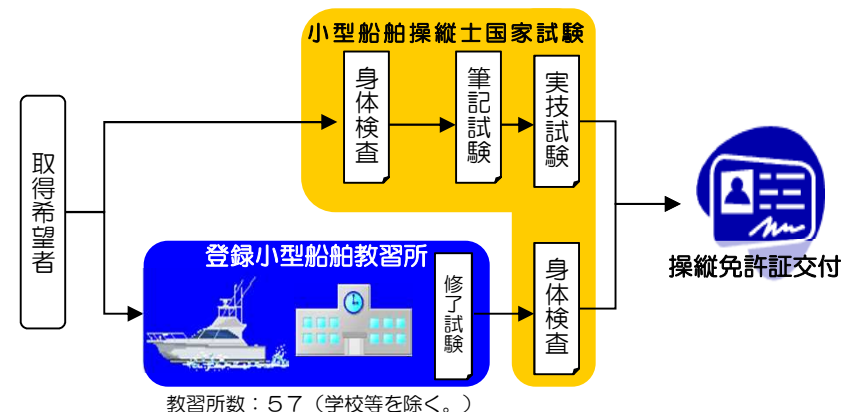
2級 833,479人

## 小型船舶操縦士国家試験

小型船舶操縦士国家試験は、指定試験機関（（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会）が行っている。

試験の内容は、身体検査、学科試験及び実技試験。

なお、国土交通大臣の登録を受けた登録小型船舶教習所において、国家試験科目と同様の教習科目（学科及び実技）の課程（それぞれの修了試験を含む。）を修了した者は、身体検査に合格すれば操縦免許の取得が可能。



旅客の輸送をする小型船舶の船長になるためには、「特定操縦免許」の取得が必要。  
 当該免許を取得するには、1級又は2級小型船舶操縦士国家試験の合格に加えて、小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要となる海難発生時における措置、救命設備の使用等を内容とする「小型旅客安全講習」の受講が必要。

## ＜小型旅客安全講習の概要＞

(※)1単位時間:50分

| 履修方法 | 履修内容  | 履修時間     |
|------|---|----------|
| 講義   | ① 操練実施の意義<br>② 人命喪失を含む海難とその発生の可能性<br>③ 膨張式救命いかだ及び艀装品<br>④ 生存維持のための体力維持と応急医療知識                         | 1単位時間(※) |
| 実習   | ① 救命胴衣の使用法<br>② 水中への飛び込み並びに水中からの救命いかだへの乗り込み等の非常事態においてとるべき行為<br>③ 応急医療(心肺蘇生法を含む。)<br>④ 信号装置及び無線救命設備の使用 | 6単位時間    |

## ＜操縦免許新規取得者数＞

(人)

|        | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  |
|--------|--------|--------|--------|
| 1級     | 10,451 | 13,619 | 13,694 |
| 2級     | 23,162 | 27,871 | 29,178 |
| 特定操縦免許 | 2,875  | 3,064  | 3,414  |



【救命いかだを使用した実習】

# 小型旅客船の船長の資質の確保（対策の方向性）

以下のとおり、小型旅客船の船長の要件を創設し、必要な資質を確保するための対策を講ずる。

- ①事業用操縦免許の取得課程の拡充と修了試験制度の創設（→全国共通の内容を措置）
- ②初任教育訓練の義務づけ（→自社・海域固有の内容を措置）
- ③一定の乗船履歴

## ①事業用操縦免許課程の拡充

現在

緊急時における救命に関する知識・技能のみを習得させるための講習  
 （学科1時間  
 実技6時間）



拡充



改正後イメージ

気象・海象、**出航判断**、機関等に関する知識や**操船技能**を追加。

例えば  
 （学科**5時間**  
 実技**10時間**  
**修了試験制度創設**）

※改良型救命いかだの使用方法等も開発後に追加

## ②初任教育訓練

主に自社・海域固有の内容について教育訓練を実施

（例：運航海域の特性、社内規程、緊急時対応、操船等）

※船長以外の船員に対しても実施

## ③乗船履歴

航行区域（例. 限定沿海区域以遠）に応じ原則  $\alpha$  年以上

小型旅客船の船長の要件（国が法定）



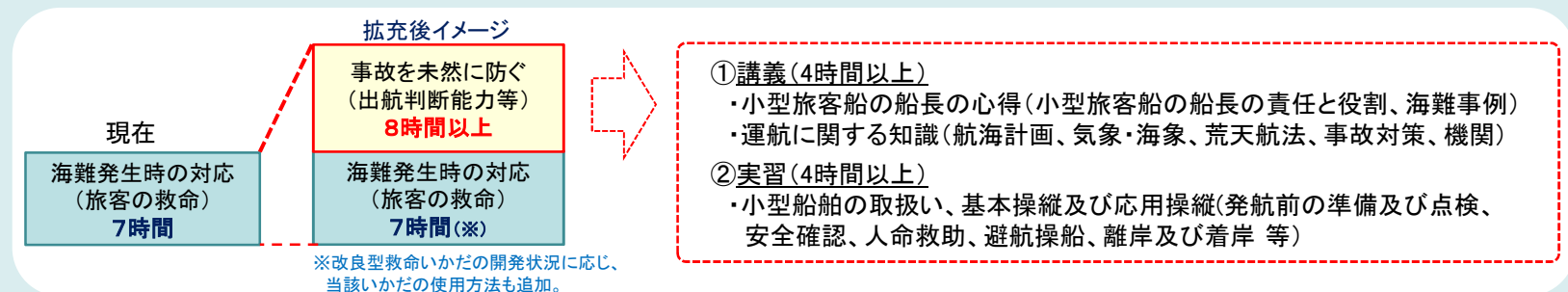
# 小型旅客船の船長の資質の確保

## 検討委取りまとめ

- 事業用操縦免許の取得課程を拡充し、出港判断、操船技能等の知識・技能に係る講習内容・時間を追加するとともに、修了試験制度を創設する。

## 具体化の方向性

- 講習内容について、「事故を未然に防ぐ」観点から、船長の心得や出航判断能力に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を拡充する。



- 講習の修了要件として、修了試験制度（補講・再試験あり）を導入する。

## ②初任教育訓練の義務化（対策の具体化）

### 検討委取りまとめ

- 初任の船員に対し、自社の安全管理規程や実船・実海での訓練※など、自社・海域固有の事情に係る教育訓練を義務付ける。 ※避難港への出入港を含む
- 一定期間乗船した履歴がない船員に対しても、初任教育訓練の一部（再教育訓練）を義務づける

### 具体化の方向性

- 小型旅客船事業者は、新たに乗組員となる者に対して、初任教育訓練を行わなければならないこととする。
- その際、国が定める一定の項目・内容を踏まえ、事業者がそれぞれ自社・海域固有の状況に応じ、教育訓練を実施することとする。
- この他、一定期間乗船した履歴がない者に対しても、初任教育訓練の一部を実施（内容：安全管理規程、操船等を想定）することとする。

## ②初任教育訓練（対策の具体化：補足）

初任教育訓練の項目・内容（イメージ）

教育○時間以上、実海実船訓練○時間又は○回以上 合計○時間以上

| 大分類       | 小分類      | 内容  | 割り当てようとする職務 |       |      |
|-----------|----------|---|-------------|-------|------|
|           |          |   | サービス要員※     | 甲板員教育 | 船長教育 |
| 運航海域の特性   | 気象・海象    | 運航航路の気象、風速・風向き・波高・波形・うねりによる海象の状況変化等           |             | ○     | ○    |
|           | 地形       | 運航航路付近の暗礁・浅瀬の有無・位置                            |             | ○     | ○    |
|           | 漁具       | 運航航路付近のブイ・定置網等の有無・位置                          |             | ○     | ○    |
|           | 過去の事故事例等 | 過去の事故事例・ヒヤリハット等                               |             | ○     | ○    |
|           | その他      | 運航航路の他船（漁船、プレジャーボート、水上バイク等）の動静等安全運航上の注意点      |             | ○     | ○    |
| 関係法令・社内規程 | 海上交通法令   | 海上衝突予防法、港則法、海上交通安全法                           |             | ○     | ○    |
|           | 海上運送法令   | 安全管理規程（運航基準等を含む）                              | ○           | ○     | ○    |
|           | その他      | 社内規程等   | ○           | ○     | ○    |
| 緊急時対応     | 機関故障     | 機関故障時の対応・手順                                   |             | ○     | ○    |
|           | 座礁・浸水    | 座礁・浸水時の対応・手順                                  |             | ○     | ○    |
|           | 落水       | 乗組員・旅客の落水時の対応・手順 ※3                           | ○           | ○     | ○    |
|           | 救命器具     | 救命胴衣着用方法、救命いかだ・救命浮器、その他船内の救命器具及び遭難信号用具の使用法 ※3 | ○           | ○     | ○    |
|           | 避難誘導     | 旅客の避難誘導 ※3                                    | ○           | ○     | ○    |
|           | 消火       | 機関室・客室の火災等を想定した消火手順・作業                        |             | ○     | ○    |
| 作業        | 点検       | 船体・機関、無線の点検、気象・海象情報の確認（出港前点検）                 |             | ○     | ○    |
|           | 出入港作業    | 綱取り、係留作業、旅客の安全な乗降等                            |             | ○     | ○    |
|           | 見張り      | 航行中の他船・地形・漁具等の見張り                             |             | ○     | ○    |
|           | 船内巡視     | 火災予防・旅客の不安全行動等の船内の巡視、記録等                      |             | ○     | ○    |
|           | 無線連絡     | 運航管理者等との定点連絡等の無線連絡                            |             | ○     | ○    |
| 操船        | 操船       | 船舶ごとの操縦性能・安定速力・操舵位置からの視界制限・その他の特性             |             |       | ○    |
|           | 基準航路     | 基準航路での運航                                      |             |       | ○    |
|           | 離・着棧     | 風速・風向等に応じた離・着棧操船                              |             |       | ○    |

※1 運航に関わらないサービス要員についても教育を実施

※2 ドライブレコーダーを設置している船舶については、操船や事故事例・ヒヤリハットに係る教育訓練の際にドライブレコーダーを活用

※3：船員法第118条の2で定める教育訓練と重複する事項



### ③船長の要件として求める一定の乗船履歴（対策の具体化）

#### 検討委取りまとめ

- 小型旅客船の船長の要件を創設する。  
（事業用操縦免許の取得、初任教育訓練の修了、一定の乗船履歴等）

#### 具体化の方向性

- 小型旅客船の船長は、**①**特定操縦免許を受有し、**②**初任教育訓練を修了し、**③**下記のような一定の乗船履歴を有していなければならないこととする。

#### 乗船履歴の要件のイメージ

- 航行区域に応じ、必要となる乗船履歴の期間（○年以上、○月以上等）を設定する。
- 当該履歴を有しない場合は事業用操縦免許に「履歴限定」を付す。
  - ※ 具体的な期間については、引き続き実情把握を行いつつ、他の船員関係の資格制度等も参考にしながら決定
  - ※ 船員手帳や使用者（漁業協同組合、官公庁等）の証明書で確認することを想定

## 平水区域

湖、川、港内等

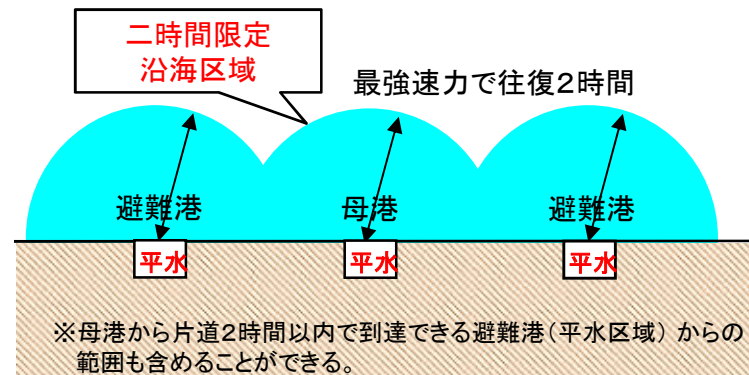


※水色着色部分が平水区域  
(西日本地域における例)

## 「KAZU I」の航行区域

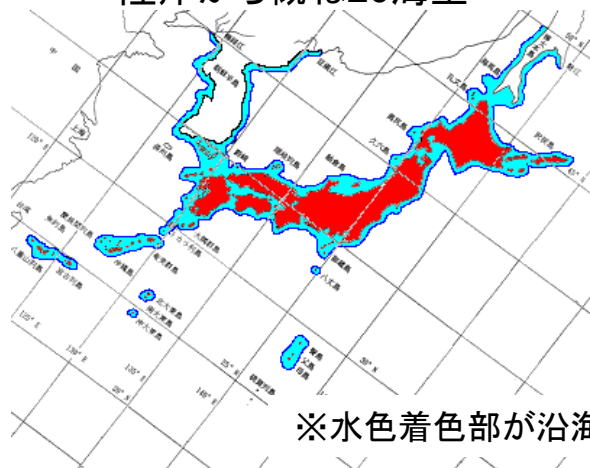
### 限定沿海区域

平水区域から2時間以内で往復できる範囲



## 沿海区域

陸岸から概ね20海里



※水色着色部が沿海区域

## 遠洋・近海区域



※薄朱色着色部が近海区域  
その他すべての海域が遠洋区域



### **3. 旅客名簿の備置き義務の見直しについて**

～ 「船員法」及び「海上運送法」関連 ～

## 現状と課題

### <現行制度>

- 旅客名簿については、現在、船員法第18条等に基づき、原則船長が船内に備え置くこととされている。

### <課題>

- 船舶が沈没した場合には、記載内容を確認できなくなり、行方不明者の身元特定や損害賠償等に支障が生じる可能性がある。
- 沿海区域を航行する旅客船については、旅客名簿の備置きが義務付けられていない。

### 現行

|     |        | 平水区域   | 沿海区域 |  | 近海区域以遠              |
|-----|--------|--------|------|--|---------------------|
|     |        |        | 限定   |  |                     |
| 内航船 | 離島航路   | 備置義務なし |      |  | 長距離航路等は備置義務あり(原則船内) |
|     | 離島航路以外 |        |      |  | 備置義務あり(船内)          |
| 外航船 |        | —      |      |  | 備置義務あり(陸上及び船内)      |

# 旅客名簿の備置き義務の見直し(対策の方向性)

## 検討委取りまとめ

- 旅客名簿を備え置く場所を原則として陸上に変更するとともに、備置き義務主体を船長から旅客船事業者に変更する。  
また、一定の船舶に備置き義務付けを拡大する。

## 具体化の方向性

### 義務主体の見直し

- 船長 → 旅客船事業者に変更

### 備え置く場所の見直し

- 原則船内 → 原則陸上に変更

※ 例えば、船内で作成した旅客名簿をスマートフォンで撮影した画像を出港前に、①営業所のパソコンにメール、②営業所との共有サーバーに保存、のような方法でもよいこととする。

### 備置き義務の対象の見直し

- 沿海区域を航行する船舶は備置きが不要

→沿海区域以遠を航行する船舶のうち、航行時間、航路の特性等を踏まえて、一定の船舶に義務付けを拡大。具体的な対象について引き続き検討。(イメージ：旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業の使用船舶であって、運航の所要時間が1時間を超えるもの 等)

※ 同じ様式に列記する方式ではなく、例えば、①ホームページ経由の予約客のリスト、②旅行会社経由の予約客のリスト、③旅客個人又は19グループ単位の記録等を組み合わせてもよいこととする。

現行  
(船員法)



見直し後  
(海上運送法)

|     |        | 平水区域    | 沿海区域 |  | 近海区域以遠               |
|-----|--------|---------|------|--|----------------------|
|     |        |         | 限定   |  |                      |
| 内航船 | 離島航路※  | 備置き義務なし |      |  | 長距離航路等は備置き義務あり(原則船内) |
|     | 離島航路以外 |         |      |  | 備置き義務あり(船内)          |
| 外航船 |        | —       |      |  | 備置き義務あり(陸上及び船内)      |

|     |        | 平水区域    | 沿海区域 |  | 近海区域以遠             |
|-----|--------|---------|------|--|--------------------|
|     |        |         | 限定   |  |                    |
| 内航船 | 離島航路※  | 備置き義務なし |      |  | 長距離航路等は備置き義務あり(陸上) |
|     | 離島航路以外 |         |      |  | 備置き義務あり(陸上)        |
| 外航船 |        |         |      |  | 備置き義務あり(陸上及び船内)    |

沿海区域以遠を航行する船舶のうち、航行時間、航路の特性等を踏まえて、一定の船舶に義務付けを拡大。具体的な対象について引き続き検討。(イメージ)

旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業の使用船舶であって、運航の所要時間が1時間を超えるもの等

※離島航路整備法上の離島航路